



運転中の 携帯電話等使用 厳罰!!

11月1日から違反行為に反則通告制度適用

1

運転中に手で持って使用することの禁止

通話のために使用してはダメ！ 表示された画像を注視してはダメ！



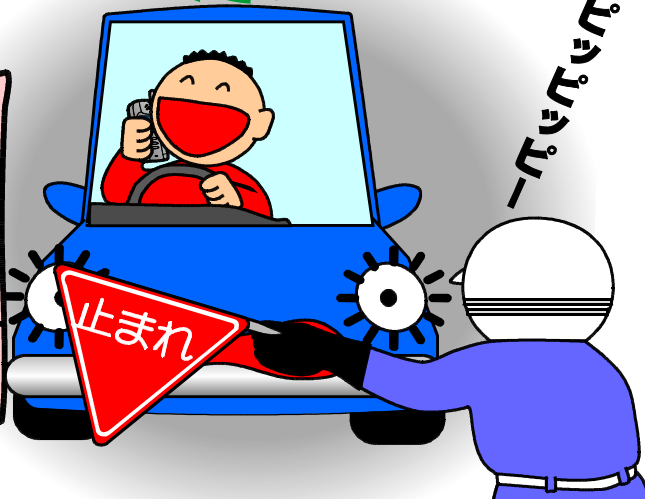
規制の対象となる無線通話装置は、装置に組み込まれた送信マイクと受信スピーカーの両方を手に持った状態で使用するもので、携帯電話、自動車電話等です。

2

違反行為は反則行為として処理

反則金の額及び行政処分の基礎点数

区分	大型車	普通車	二輪車	原付
反則金の額	7000円	6000円		5000円
基礎点数	1点			



お願い

運転中に携帯電話等を使用すると片手運転となり、運転操作が不安定になるなど、交通事故を起こす危険性が大きくなります。

安全な運転のため、運転中は、電源を切ったり、ドライブモードに設定したりするなどして呼出音が鳴らないようにしましょう。

お問い合わせ先 警察本部交通企画課 (082-228-0110) 又は最寄りの警察署

広島県警察